

静岡市指定給水装置工事事業者の 指定の効力の停止について

◆ 概要	指定給水装置工事事業者の指定の効力の停止について
◆ 日時・期間	裏面参照
◆ 内容など	<p>本市の指定給水装置工事事業者1者に対して、指定の効力の停止を措置しました。</p> <p>当該業者は、効力の停止期間中、静岡市内で給水装置工事が実施できません。</p>

別紙資料 裏面

【問合せ】 水道総務課
(静岡市上下水道局庁舎6階)
担当 大原、三好
電話 054-270-9118

令和2年7月15日

静岡市指定給水装置工事事業者の指定の効力停止措置

静岡市水道事業給水条例等施行規程第6条の規定に基づき、令和2年7月15日付けで、下記のとおり指定給水装置工事事業者の指定の効力の停止を行いました。

記

1 業者名等

指定番号	事業者名	代表者名	所在地	指定の効力の停止期間
0295	愛管株式会社	代表取締役 中村将義	浜松市北区都田町 8501番地の2	令和2年7月15日から 令和3年1月14日まで

2 指定効力停止理由

愛管株式会社は、管理者の承認を受けずに給水装置工事を施工しました。

このことは、水道法第25条の11第1項及び同法第25条の3第1項第3号ニの規定による指定給水装置工事事業者の指定の取消（業務に関し、不正又は不誠実な行為）及び静岡市水道事業給水条例等施行規程第6条による指定給水装置工事事業者の指定の効力の停止に該当します。

3 指定効力停止期間

令和2年7月15日 から 令和3年1月14日まで 6箇月間

【問い合わせ】

上下水道局水道部水道総務課

総務係 大原

TEL 054-270-9118

(内84-9118)